

平成23年施行の税制

「ねじれ国会」や東北・関東大震災で、平成23年度改正法案が決まりませんでした。決まり次第、お知らせします。今回は、今年23年から施行されるものをお知らせすることにします。

税理士 岡 八重子

所得税

●23年1月以降の給与の源泉徴収事務が改正されました。税額表は変更ありません。扶養親族等の数の求め方が変更となっています。

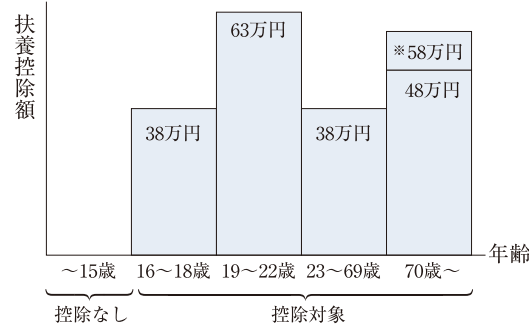
- ◆15歳までの年少扶養親族は「子ども手当」が支給されるため扶養控除(38万円)がなくなりました。
- ◆高校の実質無償化に伴い、16～18歳の特定扶養親族の控除額が63万円から38万円に減額されました。
- ◆同居特別障害者は扶養控除+同居特別障害者控除75万円という計算になりました。

15歳までの扶養親族を従来どおり控除1人としていませんか？
その他の控除がある人は1人と計算していますか？

提出された「扶養控除等申告書」から「扶養親族等の数」を見直してみましょう。

(1) 扶養控除

年 齢	種 類	控除額
0～15歳	年少扶養親族	無
16～18歳	一般扶養親族	38万円
19～22歳	特定扶養親族	63万円
23～69歳	一般扶養親族	38万円
70歳～	老人扶養親族 *(同居老親等)	48万円 (58万円)



控除額のある扶養親族を1人とします。

該当する人を1人とします。ただし同居特別障害者控除は2人と計算します。

(2) 障害者控除

一般障害者	27万円
特別障害者	40万円
同居特別障害者	75万円

(例) 本人が障害者→1人。年少扶養親族が同居特別障害者→2人。
控除対象扶養親族が同居特別障害者→3人。

(3) 本人が寡婦等の場合

寡婦控除27万円(特別寡婦35万円)、
寡夫27万円、勤労学生27万円

該当する人を1人とします。

(4) 配偶者控除の有無

控除対象配偶者	38万円
老人控除対象配偶者	48万円

該当する人を1人とします。

- ◆(1)～(4)の合計数を「扶養親族等の数」とし税額表を見て下さい。年末調整のとき、過不足額が大きくならないように訂正は今月分からしておきましょう。
- ◆公的年金にかかる扶養親族等も上記の計算によります。
- ◆個人住民税も、24年から扶養控除(年少)33万円→廃止、16～18歳の特定扶養控除45万円→33万円となります。

法人税

●平成23年4月1日以降終了する事業年度(4月決算)から、「法人税関係特別措置法」を適用する場合、提出する申告書に「適用額明細書」を添付することになりました。

上記「特別措置法」には：

- 例 { 中小事業者等の法人税率の特例
- 試験研究を行った場合の税額控除
- 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却

などがあり、税額または所得金額を減少させるものをいいます。

財務大臣は、措置法の適用実態を国会に報告し、特別措置法の見直し、公平な税制をめざとしています。

●今国会で決まった「つなぎ法案」

「つなぎ法案」とは、H23.3.31で期限切れとなる特例を、とりあえず6月30日まで3ヶ月延長するというものです。

法人税では「中小企業者等の法人税率22%を18%にする特例」が延長され、この6月決算法人まで所得800万円までは18%の税率です。

私のおすすめスポット

関西花の寺25ヶ所霊場

和歌山県橋本市にある子安地藏寺は、天平9年の春に、行基菩薩の開基による女人安産守護の本尊地藏菩薩が安置されている寺です。『関西花の寺二十五ヶ所霊場会』第二十四番霊場です。境内には九尺藤、白カピタンなど数種類の藤が咲き誇ります。拝観料、駐車料ともに通常は無料ですが、藤の花の時期は300円必要です。



吉村 伊津美

写真提供：橋本市観光協会